

八戸市医療的ケア児等コーディネーター配置業務委託仕様書

1 業務名

八戸市医療的ケア児等コーディネーター配置業務

2 業務の目的

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠な児童（重症心身障害児を含む）（以下「医療的ケア児等」という。）とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより地域において安心して生活できる体制を整備するため、八戸市医療的ケア児等コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。

3 履行期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日まで

4 主な支援対象

対象者は、市内に住所を有する医療的ケア児等とその家族及び医療的ケア児等の支援を実施する関係機関等とする。

5 業務内容

受託者は事業の実施に当たり、コーディネーターを配置し、必要に応じ委託者と協議しながら、以下の業務を実施するものとする。

(1) 医療的ケア児等及びその家族に関する支援

医療的ケア児等及びその家族からの相談に応じ、家庭の状況や支援上の課題、ニーズ等を把握しつつ、下記ア～エについて、必要な情報の提供、助言及び手続調整等の支援を行う。

- ア 病院からの退院時における支援
- イ 福祉サービスの利用に関する支援
- ウ 健康・医療・保育・教育に関する支援
- エ その他福祉に関する支援

(2) 関係機関と連携した支援

医療的ケア児等及びその家族からの相談に応じ、地域にある医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携しながら支援する。

(3) 医療的ケア児等の支援に関するケース会議等の開催

(4) 研修会・講習会等の開催による普及・啓発活動

(5) 八戸市との協働による医療的ケア児等の名簿作成及び災害時個別避難計画の作成

6 業務実施日時

(1) 業務実施日

次に掲げる休業日以外の日を業務実施日とする。

ただし、緊急に対応が必要な場合等においては、休業日においても対応する。

(2) 休業日

土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）の日を休業日とする。

(3) 業務実施時間

業務実施時間は、午前9時00分から午後5時00分までを基本とする。

ただし、緊急に対応が必要な場合等においては、時間外においても対応する。

(4) やむを得ない事情による休業

やむを得ない事情により、業務実施日に休業する場合には、必要な措置を講じた上で、事前に委託者の承認を得ることとする。

7 実施体制等

受託者は、本業務を実施するコーディネーターを確保し、以下の実施体制を整えること。

なお、事業実施に支障がない場合は、コーディネーターが他の事業等の職務に従事することを可能とする。

(1) 以下の条件をすべて満たす職員が在籍していること。

① 医療的ケア児等支援に関する知識・経験を有する者。

② 都道府県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了している者、またはこれに準ずる者。

(2) 知識、能力の向上に努めること。

受託者は、コーディネーターの役割の重要性を理解し、その知識、支援技能等の向上に努めること。また、コーディネーターの資質向上のため、研修等の機会があれば、これを確保すること。

8 実施場所

八戸市内において、相談者等が来所しやすい場所を考慮し、受託者が決めるものとする。ただし、市外の関係機関との調整が必要な場合はこの限りでない。

9 事業の記録及び報告

(1) 随時の報告

委託者が調査又は報告を求めた場合、受託者は速やかにこれに応じ必要な報告書等の提出をするものとする。

(2) 立入検査

委託者が必要と認めるときは、受託者の委託業務の実施状況等を確認するため事業所等に立ち入り、受託者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

(3) 実績報告

受託者は、委託期間終了後 30 日以内に、実績報告書及び収支決算書を提出するものとする。

10 個人情報の取扱い

当該業務を行うに当たって知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び八戸市個人情報保護条例を遵守し、適切な取扱いをすること。

また、業務遂行時にあっては、医療的ケア児等及びその家族又は関係者のプライバシーに十分配慮すること。

11 本仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。